

6 綾川経第1263号
令和6年10月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

綾川町長

市町村名 (市町村コード)	綾川町 (373877)
地域名 (地域内農業集落名)	昭和地区 (畠田・千疋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・昭和地区のアンケート調査によると、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は45.3haである一方、耕作者が70歳以上で後継者が未定又は不明の農地は198.02haとなっているため、将来的に耕作放棄地の増加が予想される。
- ・農業者の高齢化やイノシシ等の被害を受けて、維持管理が困難となる農地が増加している。
- ・大半の農地が基盤整備未施工であるため、貸したい農地はあるが借り手がない。今後、圃場整備や基盤整備を行うことが課題である。
- ・農業機械の購入が農業経営の負担となっている。

【地域の基礎データ】

地域内の担い手は22経営体、平均年齢57歳、利用する農地面積は297.88haとなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・区域内の農地は、田304.85ha、畠88.5haであり、栽培品目は主食用水稻125ha、小麦32ha、柿4haとなっている。
- ・認定農業者や集落営農法人に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者等を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、新たな農地の受け手の確保に努める。
- ・担い手の確保については、認定農業者等だけではなく、企業の農業参入も検討する。
- ・水稻、麦の栽培を主要作物として、農地の集約化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	401 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	401 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

関係機関と連携し、担い手を中心に集積・集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業継続が困難となった農地については、(公財)香川県農地機構を積極的に活用して中心経営体への農地集積を一層推進させるとともに、農作業の負担軽減と効率化に向けて農地の集約化にも取り組む。農地中間管理機構を活用して、地元に負担がかからない簡易な圃場整備、農道整備を実施する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

県営中山間総合整備事業遠田地区として区画整理、パイプラインを推進する予定である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

他地域からの認定農業者等の受け入れや、集落営農組織の新設、認定新規就農者等の育成支援に関係機関と連携して取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・地域の担い手への委託により、作業の効率化・合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①町の補助事業を活用した防護柵等の設置を推進するとともに、中山間直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等を活用して農地の維持管理に努める。